

## 平成 28 年度 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

## 1. 趣旨

平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）については、計画どおり平成 29 年 3 月に完了したところであるが、国の補助金交付要綱第 3 条第 5 項に基づき、補助金による支援を受けた事業については、協議会において事業実施状況の確認・評価を行い、当該自己評価の結果を、翌年度の 1 月末までに地方運輸局に報告するとともに、公表することとされている。

## 2. 報告対象事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

（1）車両設備：車両重要部検査

## 3. 評価

別紙のとおり

（参考）

## （1）地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 3 条第 5 項

「協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。」

## （2）評価基準

A：事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された

B：事業が計画に位置付けられたとおりに実施されていない点があった

C：事業が計画に位置付けられたとおりに実施されなかった。